

令和4年7月1日（金）
午前10時～12時
会場 中原図書館多目的室

令和4年度第1回 川崎市社会教育委員会議図書館専門部会

次 第

- 1 委嘱状伝達
- 2 教育委員会事務局（市立図書館）あいさつ
- 3 委員自己紹介並びに職員紹介
- 4 川崎市社会教育委員会議図書館専門部会の職務
- 5 川崎市社会教育委員会議図書館専門部会部会長、副部会長の選出
- 6 協議・報告事項
 - (1) 生涯学習推進課
 - (2) 川崎市立図書館の現状について
 - (3) 「今後の図書館のあり方」について
 - (4) 「第4次読書のまちかわさき子ども読書推進計画」について
 - (5) 本期の図書館専門部会の進め方について
 - (6) 今後の図書館専門部会の開催日程について

【配布資料】

- 資料 No 1 : 令和4・5年度社会教育委員会議図書館専門部会
資料 No 2 : 「川崎の図書館」令和3年度版（簡易印刷）
資料 No 3 : 「今後の市民館・図書館のあり方」 概要版
資料 No 4 : 「今後の市民館・図書館のあり方」の取り組みについて
資料 No 5 : 「第4次読書のまちかわさき子ども読書推進計画」概要版
資料 : 生涯学習推進課 資料

【参考資料】

- ・図書館だより 第58号

資料1

令和4・5年度社会教育委員会議図書館専門部会

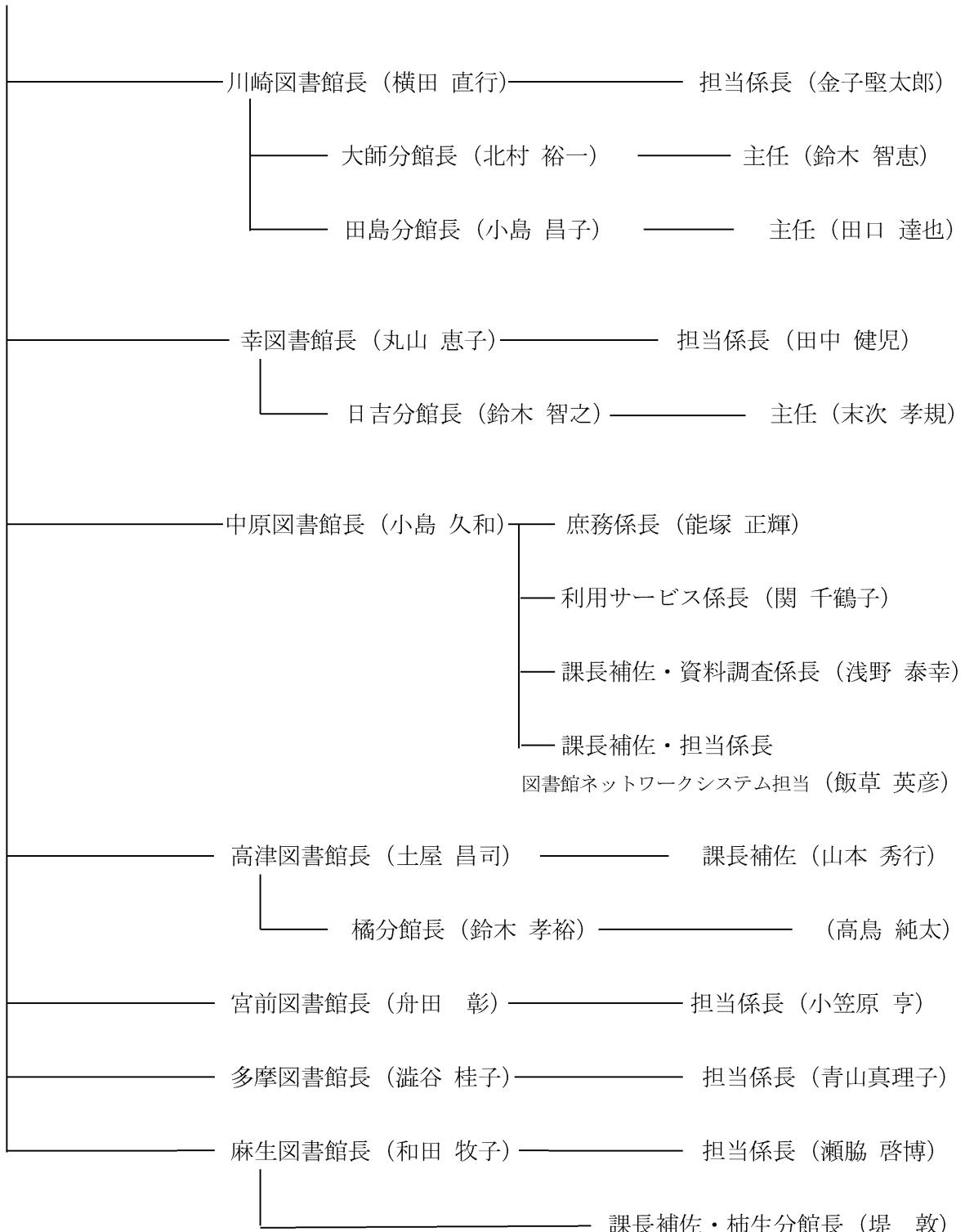
委員名簿

氏 名	肩 書
平木 薫	川崎市立宮前平小学校長
元木 亮二	川崎市立田島中学校長
小野 朋美	川崎市PTA連絡協議会・中原区PTA協議会書記
菅原 敬子	川崎市総合文化団体連絡会理事・麻生区文化協会会长
今野 千保	市民委員
渡部 康夫	市民委員
吉田 武	川崎郷土研究会会长
青柳 英治	明治大学文学部専任教授
千 錫烈	関東学院大学社会学部現代社会学科教授
渡邊 由紀江	柿生小学校、麻生図書館読み聞かせボランティア

川崎市立図書館 機構・職員（令和4年4月1日現在）

教育委員会事務局

生涯学習部長（岸 武二）――生涯学習推進課長（箱島 弘一）
――生涯学習推進課担当課長（山口 弘）――担当係長（紺野 敦）



○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年1月27日教委規則第1号

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）

第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第2条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べることができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第6条関係） 抜粋

図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
---------	--------------------------	-------	---

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（抜粋）

（平成 11 年 3 月 19 日 条例第 2 号）

（目的）

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

（対象とする会議）

第2条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

（会議の公開の原則）

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

（会議の傍聴）

第7条 何人も、第4条又は第5条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

（会議資料の提供）

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴する者に会議資料（情報公開条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供しなければならない。

（以下、略）

○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則(抜粋)

平成 11 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

(会議の傍聴等)

- 第3条 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度、委員会が定める。
- 2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 3 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において発言しないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (6) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(会議資料)

- 第4条 条例第8条に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録)

- 第5条 条例第9条に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (7) 傍聴人の数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 発言の内容
- (9) その他審議会等が必要と認める事項

- 2 事務局は、審議会等の会議終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。この場合において、当該会議録の内容について、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。
- 3 事務局は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、その写しを行政情報課に送付しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

- 第6条 行政情報課は、前条第3項の規定により会議録の写しの送付を受けたときは、直ちに、当該会議録の写しを川崎市公文書館及び情報プラザに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供しなければならない。

附 則 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

今後の市民館・図書館のあり方概要

「今後の市民館・図書館のあり方」につきましては、令和2（2020）年2月の「『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方」を基に、令和2（2020）年度に実施した「市民館利用者グループヒアリング」をはじめ、「図書館のあり方に関する懇談会」や「市民館フォーラム」の市民や有識者の意見を伺いながら取りまとめ、2月にパブリックコメント手続を実施した上で、令和3（2021）年3月に策定いたしました。

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

我が国は、急速な少子高齢化の進行から、平成20（2008）年をピークに人口減少に転じるとともに、人口構造が変化しております。また、働き方は多様化し、家族形態も変化しており、あらゆる世代を取り巻く生活環境が大きく変化しています。更に、情報化社会の進展や価値観の多様化などから、人や地域のつながりが変化しています。

本市においても、今後、更なる都市化の進展や急速な高齢化の進行が見込まれており、人口減少への転換などと合わせて、激しく変化する社会状況に適切な対応を図っていく必要があります。

また、甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生など、自然と共生・共存しながら、これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応も求められています。

2 策定の目的

超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館においても、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されています。

この「今後の市民館・図書館のあり方」は、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に發揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものです。

3 市民館・図書館の概況

（1）市民館

本市では、「公民館と大ホールやギャラリーを備えた「文化会館」の2つの機能を持つ都市型施設を、教育文化会館・市民館（以下「市民館」という。）として、各区内に1館設置するとともに、地域に密着した施設として6館の分館を設置し、施設提供事業や社会教育振興事業の実施を通じ、市民の自発的・主体的な学習活動を支援しています。

また、身近な学びの場として、市民が集い、つながる、地域に根差した市民館をめざすとともに、タイマリーな話題や市民ニーズに対応した事業企画により、市民の学習意欲を高める事業展開を図り、平和や人権、男女平等推進、家庭教育に関する講座の開催などを通じて、社会生活や地域の課題についての学びの場を積極的に創出しながら、地域における社会教育を振興する取組を推進しています。

（2）図書館

図書館は、各区内に1館の地区館を設置するとともに、分館5館と閲覧所1館に加え、自動車文庫での市内21ポイントの巡回、図書・資料を効率的に提供するためICT（情報通信技術）などを活用した図書館ネットワークを構築し、全市的な図書館サービスを展開しています。

また、地域や市民にとって役立つ「知と情報の拠点」をめざして、市民の生涯学習を支える取組やレフアレンスをはじめとした市民の仕事や生活に役立つサービスを提供するとともに、児童・生徒の読書支援など学校図書館との協働の推進や市内大学や関係機関等と連携した川崎として特色のある図書館としての取組を行っています。

更に、図書館システムの構築など、持続的で安定した効果的・効率的な運営や図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざした運営に努めるとともに、ボランティアや各種市民グループ・団体との協働の取組など、市民に信頼される市民が支える図書館としての取組を行っています。

4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進～国の動向～

（1）「生涯学習の理念」に基づく生涯学習社会の実現

「生涯学習」とは、一般的には人々が生涯に行う学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などのさまざまな機会において行うあらゆる学習という意味で用いられています。

（2）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進（第3期教育振興基本計画）

平成30（2018）年に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」や「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」などを政策の目標に掲げ、生涯を通じ学び、活躍できる環境を整えることを基本的な方針として位置づけています。

（3）今後の社会教育の振興方策（平成30（2018）年12月中央教育審議会答申）

平成30（2018）年12月に中央教育審議会の答申においては、生涯学習社会の実現に向けて、社会教育が中核的な役割を果たすべきものであり、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されています。

（4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

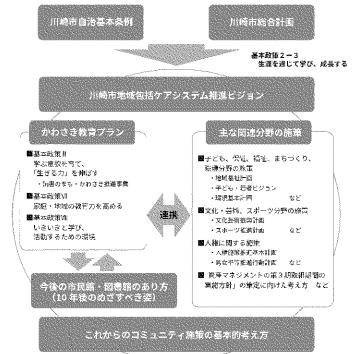
家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものである一方、子育てや家庭を取り巻く環境の多様化から、子育てに不安や孤立を感じる家庭や子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成に課題を抱える家庭も多く、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

5 本市の主な関連施策

- 「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」（平成27（2015）年3月）
- 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27（2015）年3月）
- 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31（2019）年3月）
- 「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方（平成31（2019）年2月）
- 「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」（平成31（2019）年2月）

6 今後の市民館・図書館のあり方の位置づけ

今後の市民館・図書館のあり方については、「川崎市自治基本条例」や「川崎市総合計画」に基づき、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」と理念を共有し、「かわさき教育プラン」に位置づけた施策を推進するとともに、他の関連分野の施策とも連携しながら、その取組を進めていくこととします。



【今後の市民館・図書館のあり方位置づけの相関図】

今後の市民館・図書館のあり方概要

第2章 今後の市民館・図書館のあり方の方向性

1 10年後の未来に向けて

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するため、10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

(1) 人づくり

ゆとりのある人生や暮らしの中で幸福感を得るため、人の役に立っているという実感が持てるような、自発的・主体的な学びのきっかけづくりや学んだ成果が、やりがい・生きがいとなる学びの好循環につながる人づくりを進めていきます。

(2) つながりづくり

学びや活動を通じてさまざまな主体が出会い、相互作用による新たな価値観が生まれることで、ともに地域の課題を乗り越え、解決に導いていくため、さまざまな人が触れ合う場づくりや多様なつながりづくりを進めていきます。

(3) 地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域に関する理解や愛着を深める学習機会を創出することで持続可能な地域づくりを進めていきます。

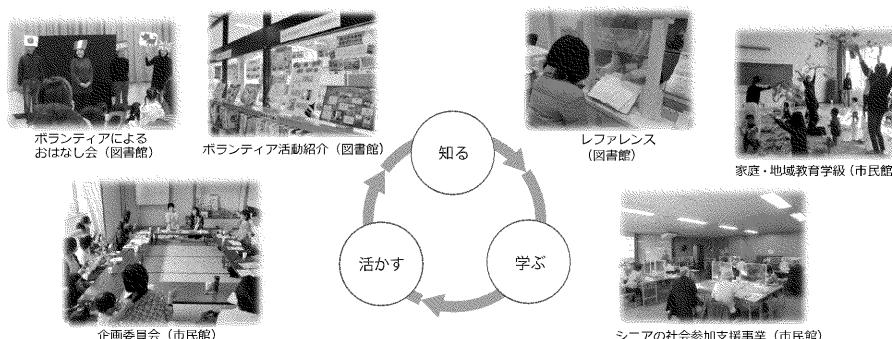
2 今後の市民館・図書館に求められる役割

「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、新たな学びや活動への動機づけを図りながら、地域に暮らすさまざまな人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取組を推進しています。

今後の市民館・図書館は、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びと活動の循環を推進していく必要があります。

持続可能な社会の実現に向け、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、『学びと活動を通じたつながりづくり』の役割を果たしていきます。



3 今後のめざす方向性

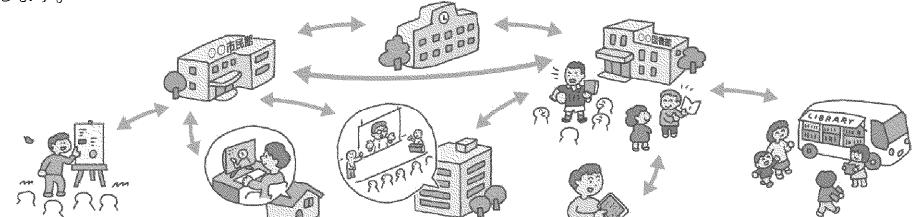
(1) 行きたくなる市民館・図書館～利用及び参加の更なる促進～

誰もが、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図り、多様なニーズに対応した魅力ある事業、サービスの展開による施設利用や事業参加を一層促進し、「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざします。



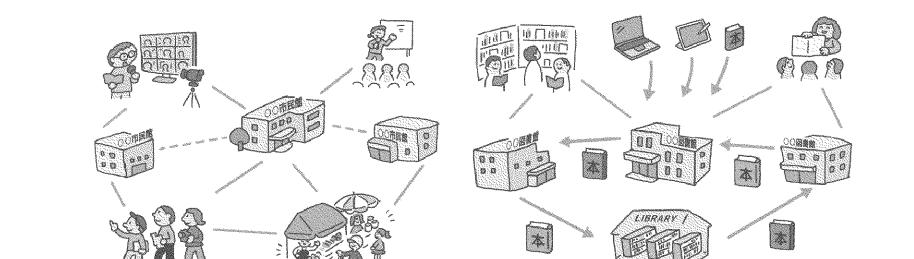
(2) まちに飛び出す市民館・図書館～身近な地域に立脚した取組の推進～

地域の公共施設や民間施設との連携、イベントやICTの活用などにより、これまで市民館・図書館を利用していないなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることをめざします。



(3) 地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～

学習の機会や情報の提供など、これまで市民館・図書館が行ってきた市民の自発的・主体的な学びや活動への支援を充実させることなどで、さまざまな人々や団体等が知識やスキルを高め、地域の担い手として積極的に地域づくりに関われるよう、人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざします。



今後の市民館・図書館のあり方概要

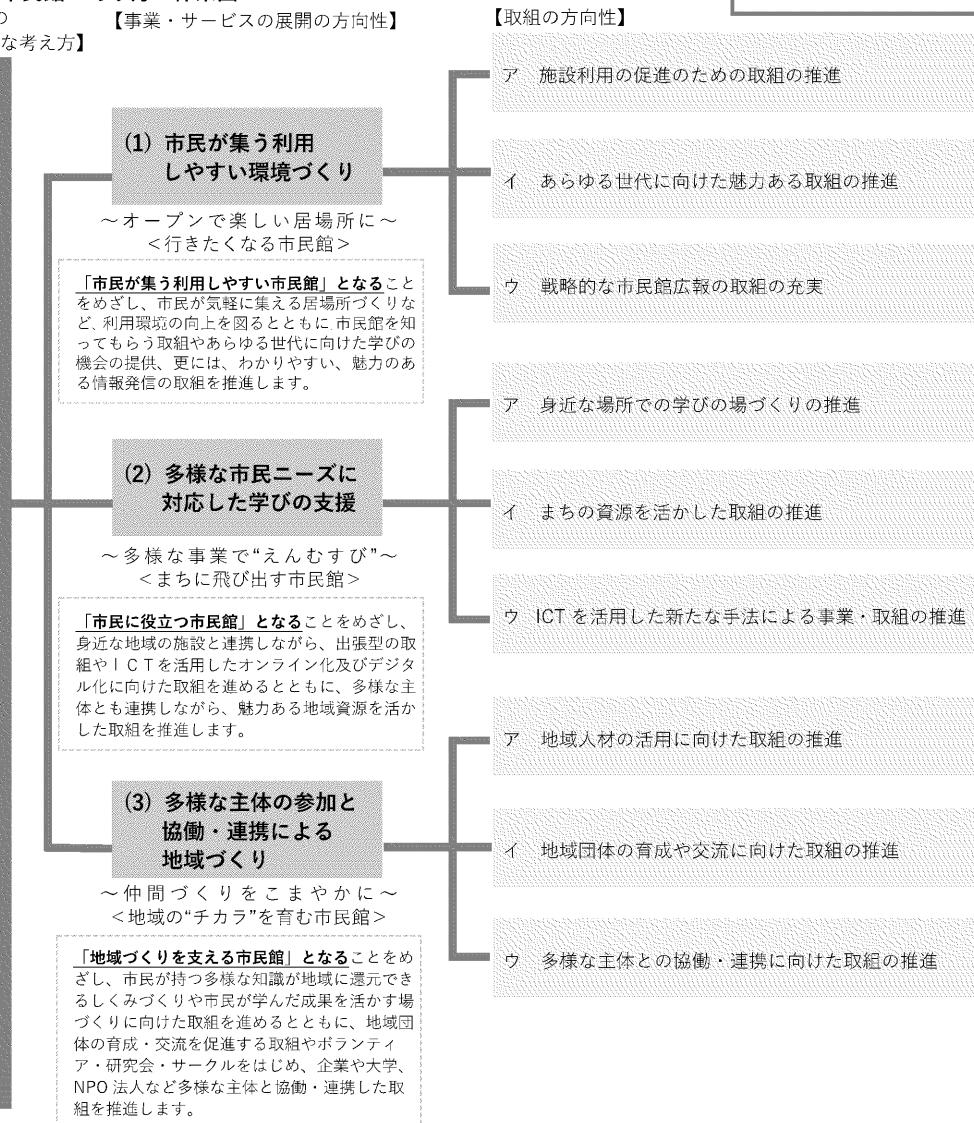
第3章 今後の市民館の運営のあり方

市民館運営の基本的な考え方（基本理念）

「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える
【生涯学習の拠点】をめざして」

今後の市民館のあり方の体系図

【運営の基本的な考え方】
【事業・サービスの展開の方向性】



今後の市民館では、複雑化・深刻化する地域課題を、市民とともに乗り越え解決していくため、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場となるとともに、区役所をはじめ、さまざまな関係部署と横断的に連携し、地域の多様な主体とも協働・連携しながら、あらゆる世代への学びの機会を提供していきます。

また、学びの成果と、住み慣れた地域がもっとも住みやすくなるような活動とがつながる好循環が生まれるよう、人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

管理・運営の方向性

(1) 市民館の管理・運営

ア 今後の市民館の管理・運営の検討

今後の市民館については、施設を核として、社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

(2) 市民館における事業・サービス

ア 今後の市民館における事業・サービスの充実

今後の市民館については、社会教育法の目的を達成するための事業やサービスを継続して実施するとともに、幅広い世代を対象とした事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めていきます。

イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

事業推進に向けた人材育成の方向性

(1) 市民館職員に求められる役割

社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育振興事業の企画・実施及び専門的な助言等を通して、地域における市民の学習活動を促進していく役割を担っています。

学習成果を地域課題解決やまちづくり等につなげていくことや、地域の多様な人材・資源等を効果的に結びつけ、地域の力を引き出すことなどが求められています。

(2) 市民館職員に必要な資質・能力

幅広い視野で市民ニーズや地域の学習課題を把握し、学級・講座を企画立案する能力やコミュニケーション能力、ファシリテーション能力、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

(3) 市民館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

専門的職員として、体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう、各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

今後の市民館・図書館のあり方概要

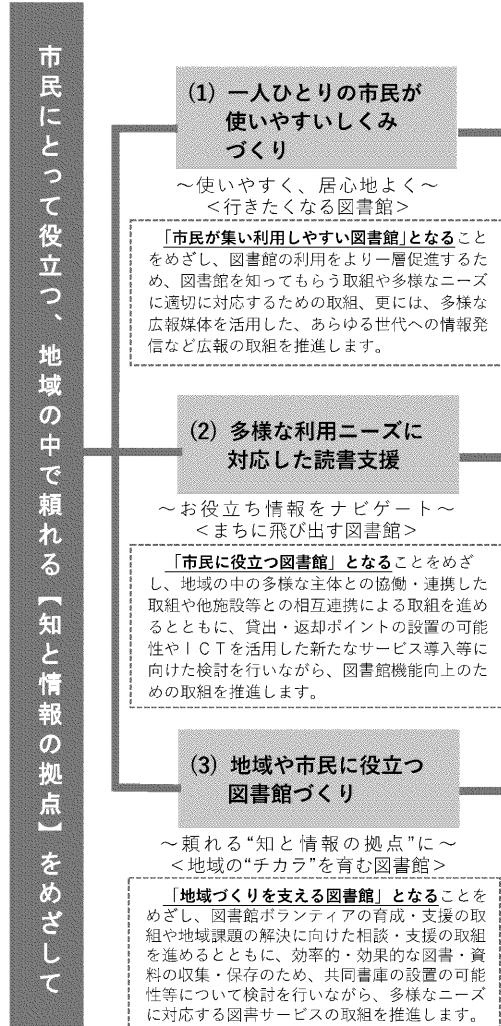
第4章 今後の図書館の運営のあり方

図書館運営の基本的な考え方（基本理念）

「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる
【知と情報の拠点】をめざして」

今後の図書館のあり方の体系図

【運営の基本的な考え方】
【事業・サービスの展開の方向性】



【取組の方向性】

今後の図書館は、市民自らによる課題解決を支援するため、図書館の強みを活かし、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集し、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるよう環境整備に努めるとともに、ICTなども積極的に活用しながら、市民生活の質の向上や地域の課題の発見・解決に役立つ情報提供、新たな学びのきっかけにつながる取組を進めています。また、自発的・主体的な学びの成果が、住み慣れた地域で、やりがいのある活動に活かせる好循環が生まれるよう、地域の人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

管理・運営の方向性

(1) 図書館の管理・運営

ア 今後の図書館の管理・運営の検討

全市的な図書館サービスの向上のため、図書館ネットワーク機能の強化を図るとともに、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討しています。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

(2) 図書館における事業・サービス

ア 今後の図書館における事業・サービスの充実

図書館法の目的を達成するための事業やサービスは継続して実施するとともに、図書館の利用をより一層促進する事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めています。

イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

事業推進に向けた人材育成の方向性

(1) 図書館職員に求められる役割

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための専門的職員として、図書・資料の収集・保存・提供を基本とした、地域における市民の生涯学習活動を支える役割を担っています。

(2) 図書館職員に必要な資質・能力

地域や利用者等が求めるものを把握し、的確に情報を提供する能力が求められ、コミュニケーション能力や共感力、企画力、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

(3) 図書館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

専門的職員として、体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう、各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

今後の市民館・図書館のあり方概要

第5章 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性

1 施設の現状と課題

本市の市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、他の公共施設と同様に老朽化等が課題となっています。

市民の生涯学習活動を支えるとともに多様なニーズに対応するために市民館・図書館の一層の利用環境の向上を図る必要があります。

2 環境整備の主な取組

(1) 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備の推進

「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」(平成31(2019)年3月策定)に基づき、令和3(2021)年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定し、老朽化対策をはじめ特定天井対策や耐震対策等の防災・B C P対策の実施とともに、空間・機能の融合化やユニバーサルデザインの推進、環境や公園との共生等を図ることにより、今後60年程度の施設利用をめざす長寿命化対策を実施すること等を施設整備の方針としました。

(2) 新しい宮前市民館・図書館の整備の推進

「鶯沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」(平成31(2019)年3月策定)に基づき、令和2(2020)年8月に「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を策定し、市民館・図書館の融合や現諸室の利用状況等を踏まえた諸室の規模の適正化のほか、多機能化や高機能化等の多目的化、可変性の確保や市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性、フリースペース等の新規・拡充スペース等の創出の検討など、スペースの再構築と有効活用等を施設整備方針としました。

3 施設整備の基本方針

このあり方における事業・サービスの展開の方向性や「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の関連施策の動向、社会状況の変化等を踏まえ、現在の施設を基本とし、次の基本方針に基づき施設整備を進めています。

(1) 長寿命化による施設整備

築30年以上経過した施設の躯体や設備等の調査を順次実施し、個別の施設の詳細な老朽化の状況等を把握します。その上で、「既存の施設を最大限活用する」という本市の資産マネジメントの考え方に基づき、施設の使用期間を60年以上とすることを目標とする長寿命化による施設整備を基本とした取組を進めます。

(2) 計画的かつ効率的・効果的な施設整備

施設規模・条件・躯体・設備等の老朽化の進行状況やメンテナンス性、利用状況、工事の中長期的な施設利用への影響、防災やまちづくり施策上の位置づけ等を総合的に勘案した上で、安全・安心面、機能面、環境面における対策が効率的に効果を発揮するメニューを中心とした施設整備等を検討の視点とし、社会状況の変化も踏まえた施設整備を計画的に推進します。

(3) 橫断的な対応による施設整備

ア トイレの快適化

トイレの快適化については、令和2(2020)年度に幸・多摩・麻生市民館・図書館でモデル事業として設計を実施しています。モデル事業の検討状況や他の施設の劣化状況等を踏まえ、順次、トイレの快適化を推進します。

イ 特定天井対策

「川崎市公共建築物特定天井対応方針」(令和元(2019)年11月策定)に基づき、宮前市民館ホールは令和2(2020)年度中に事業着手し、また、幸・高津・多摩・麻生市民館ホールは、令和5(2023)から7(2025)年度の間に事業着手することを目標としています。

ウ 図書館ネットワーク機能の強化に向けた検討

効率的・効果的な図書・資料の収集・保存や閉架書庫のコンパクト化によるスペースの有効活用等の視点に基づき、市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性について検討を進めます。

また、他の公共施設との複合化、自動車文庫や民間施設の活用等の視点に基づき、図書等の貸出・返却ポイントの設置の可能性についても検討を進めます。

第6章 今後の市民館・図書館のあり方に基づく取組の推進に向けて

このあり方では、概ね10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現」という理念を掲げ、今後の市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていくため、本市の社会状況や施設の現状と課題などを踏まながら、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示しています。

このあり方に基づく今後の取組の推進にあたり、これまででも進めてきた取組については、利用ニーズを踏まえた柔軟な対応や新たな工夫をしながら引き続き推進をするとともに、今後に検討が必要な取組については、令和3(2021)年度に予定されている総合計画第3期実施計画や行財政改革第3期プログラムの策定作業とも整合性を図りながら、かわさき教育プラン第3期実施計画への位置づけを検討するなど、着実な取組の推進を図ります。

1 庁内における推進体制

市民館・図書館を含めた市民の生涯学習を支える施策の推進にあたっては、教育、子ども、保健、福祉、まちづくり、環境分野の施策をはじめ、平和・人権や男女平等、文化・芸術、スポーツなど、多岐にわたる分野の施策とのより一層の連携が必要となります。

本市における生涯学習施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、庁内関係部局区で連携するしくみづくりを行い、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

2 事業推進における市民意見聴取

これまで、本市における社会教育の推進にあたっては社会教育委員会議から、また、市民館における各種事業の企画実施や図書館の運営などに関しては、各市民館・図書館専門部会から、ご意見をいただきながら円滑な運営に努めてきています。

また、このあり方の策定作業においては、市民からの意見を伺うしくみとして、ワークショップやアンケートによる多くの市民意見聴取に努めてきました。

今後のあり方に基づく取組の推進にあたっても、引き続き社会教育委員会議を通じた専門的な意見に加え、利用者や関係団体をはじめとするさまざまな主体との対話を基本とした事業推進に努めていきます。

川崎市立図書館 有料宅配サービスの本格実施

～ご予約いただいた図書館の本・雑誌・紙芝居を有料でご自宅にお届けします～
令和4年4月1日から市内在住者だけではなく、在学・在勤の方も利用できるようになりました。

【利用できる方】

川崎市内在住・在学・在勤で川崎市立図書館の貸出カードをお持ちの個人の方（令和4年4月1日から）

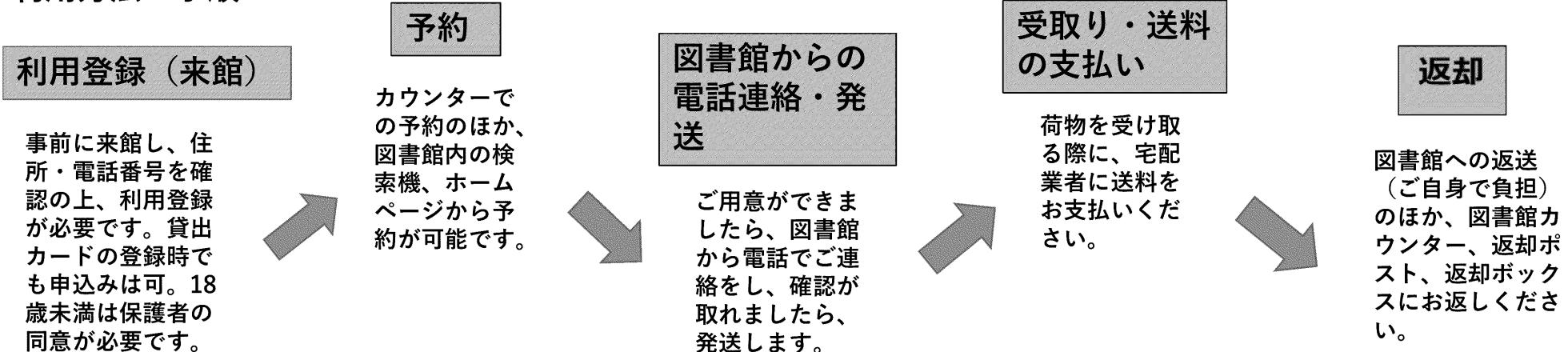
【貸出できる資料・冊数・期間】

川崎市立図書館で所蔵する図書・雑誌・紙芝居

図書館カウンターでの貸出を含め、合計10冊まで、宅配期間を除き2週間以内

*大型絵本の160サイズを超えるもの、CDの宅配は不可

～利用方法・手順～



『今後の図書館のあり方』の具現化

概ね10年後の未来に向けた「学びと活動のつながりづくり」を担う生涯学習社会の実現

★三つの方向性の具体的な取組と成果をめざして★

一人ひとりの市民が
使いやすいしくみづくり
〈行きたくなる図書館〉

図書の整頓、配架の工夫
地域や資料の特色を活かした蔵書構成など

～R3年度の取組事例～

『川崎図書館が
おすすめする本』

- * R3年6月から
月替わりで紹介
- * 設置後すぐに
定着化



多様な利用ニーズに
対応した読書支援

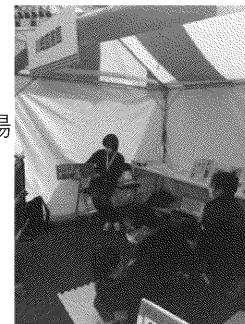
〈まちに飛び出す図書館〉

図書館のPR、啓発事業
読書普及活動、読み聞かせの出前
ボランティア育成など

～R3年度の取組事例～

『備えるフェスタ』

- R4年2月19日(土)
ラゾーナ川崎ルーファ広場
防災啓発事業
- * 防災に関する絵本の
展示と読み聞かせ



地域や市民に役立つ
図書館づくり

〈地域の力を育む図書館〉

読み聞かせボランティア育成
学校図書ボランティア育成
図書館出前講座など

～R3年度の取組事例～

Kawasaki教室シェアリング
『学校図書ボランティア育成講座』

- * R4年2月9日(水)
～3月2日(水)
全4回
旭町小学校図書室ほか



『今後の図書館のあり方』の具現化

概ね10年後の未来に向けた「学びと活動のつながりづくり」を担う生涯学習社会の実現

★令和3年度の具体的な取組★

一人ひとりの市民が
使いやすいしくみづくり
〈行きたくなる図書館〉

★タイムリーな特集コーナー

「～こんな時こそ旅したつもりで～旅行記・紀行文を読もう！」
(5月)
「日本を英語で紹介しよう！」(7月)

★図書館見学～小学生をご招待～

区内の小学生の図書館見学を実施。
普段見ることができない書庫が
一番盛り上りました。(5校)



★ちょっと和めるウェルカム展

図書館入口の展示ケースを活用して
季節や特集に合わせたPRスペースを作りました。

地域や市民に役立つ
図書館づくり
〈地域の力を育む図書館〉

★図書館の本から答えをさがすクイズ大会(12月)

★～地域への愛着を育む～幸区ゆかりのコーナーの設置

★川崎総合科学高校デザイン科生徒作成の
POPの展示・ブックカバーの展示と配布(10月～12月)

★学校図書館ボランティア活動の紹介展示(10月～11月)



クイズ大会



かこさとしコーナー

中原図書館

『今後の図書館のあり方』の具現化

一人ひとりの市民が 使いやすいしくみづくり 〈行きたくなる図書館〉

図書の整頓、配架の工夫、図書館のPR、
特集展示など

～R3年度の取組事例～

『おすすめ本』の展示

- ・おはなし会ボランティア
- ・小、中学生
おすすめ本POP展示
- ほか



『特集展示』

- ・毎月テーマを決めて資料等の展示
(一般、児童、その他)

『夏の夜空を見上げよう』

- ・科学館出張プラネタリウム
R3年8月3日(火) 多目的室

多様な利用ニーズに 対応した読書支援 〈まちに飛び出す図書館〉

読書普及活動、読み聞かせの出前啓発事業
など

～R3年度の取組事例～

『川崎フロンターレと本を読もう』

R3年11月14日(日) Zoom開催

『出張おはなし会』(教室シェアリング)

R4年3月6日(日)
井田小学校図書室



『読書普及講演会』(講師:池澤春菜)

R4年3月16日(水) 中原市民館多目的ホール

地域や市民に役立つ 図書館づくり

〈地域の力を育む図書館〉

関連機関等との相互連携、読み聞かせボランティア育成、地域や資料の特色を活かした蔵書構成など

～R3年度の取組事例～

『生きづらさを、生きていく』

(中原区保護司会共催)

- ・関連図書をPOPで紹介、その他
R3年11月～12月



『乙女文楽鑑賞会』

(人形劇団ひとみ座共催)

R3年12月19日(日) 多目的室

高津図書館

『今後の図書館のあり方』の具現化

概ね10年後の未来に向けた「学びと活動のつながりづくり」を担う生涯学習社会の実現

《令和3年度の取組事例》

一人ひとりの市民が 使いやすいしくみづくり **〈行きたくなる図書館〉**

◆年齢に合わせた「おはなし会」

- ①0-1歳、
- ②2-3歳、
- ③3歳以上
の3区分
で実施



◆時期ごとの特集展示コーナー 年間計56回開催

◆図書館見学・職場体験 小学生357人に本の探し方、バック ヤード等を紹介

多様な利用ニーズに 対応した読書支援 **〈まちに飛び出す図書館〉**

◆学校、保育園、高齢者施設等への 団体貸出(年間580冊)

◆高津区役所イベント「子ども・子 育てフェスタ」に出展(おはなし会や パネル展示)

◆地域イベント「川崎旬野菜と食育 のフェス」に出展(関連本の展示)

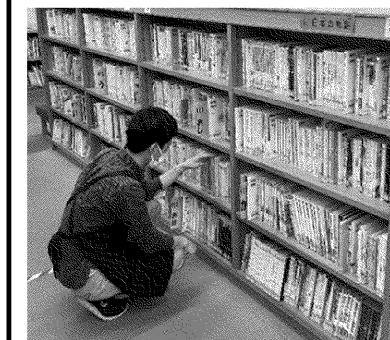


地域や市民に役立つ 図書館づくり **〈地域の力を育む図書館〉**

◆地域ボランティア団体によるおは なし会の実施(通年、週1回)

◆高校生インターンシップ(5人)

◆職場体験の提供による就労移行支援 事業への協力 (通年、週2日 各日3人ずつ 受け入れ)



就労体験(本の配架・整理)

『今後の図書館のあり方』の具現化

概ね10年後の未来に向けた「学びと活動のつながりづくり」を担う生涯学習社会の実現

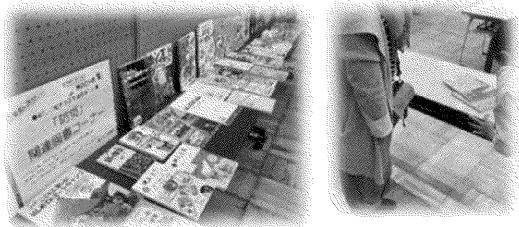
★三つの方向性の具体的な取組と成果をめざして★

一人ひとりの市民が
使いやすいしくみづくり

〈行きたくなる図書館〉

■市民館事業との連携

- ・会場：宮前市民館大会議室
- ・連携：宮前市民館
- ・内容：市民館実施事業「備防の一歩」の会場内に防災に関する資料を並べ、参加者に閲覧できるようにし、さらに貸出を会場内で行った。市民の課題意識に向けた情報提供することができた。



多様な利用ニーズに
対応した読書支援

〈まちに飛び出す図書館〉

■外へ飛び出す「図書館」

- ・会場：東急鷺沼駅前
「まちのコンシェルジュ」会議室
- ・連携：宮前区商店街連合会
- ・内容：宮前区等の地域に関する郷土資料を中心に展示。商店街との連携事業「まちゼミ」のイベントとして実施。



地域や市民に役立つ
図書館づくり

〈地域の力を育む図書館〉

■介護や生活に関するミニ相談会 & 展示

- ・会場：宮前市民館ギャラリー
- ・連携：宮前区役所地域ケア推進課
- ・内容：介護や認知症に関する本やブックリストを持参し、相談会会場に特設コーナーを設置。地域や生活課題に対し情報で支援。



多摩図書館

『今後の図書館のあり方』の具現化

概ね10年後の未来に向けた「学びと活動のつながりづくり」を担う生涯学習社会の実現

★三つの方向性の具体的な取組と成果をめざして★

一人ひとりの市民が
使いやすいしくみづくり

〈行きたくなる図書館〉

～使いやすく、居心地よく～

『多摩図書館企画展示』月替わりで紹介

・日本の文学賞シリーズ 平成以降の直木賞

・いざ！鎌倉 (歴史編) (人物編)
(風土・文化編)

・ひとりを楽しむ

・稻田町会連合会

創立60周年記念

寄贈資料展示



多様な利用ニーズに
対応した読書支援

〈まちに飛び出す図書館〉

～お役立ち情報をナビゲート～

・『宿河原小学校へおでかけ図書館』

—Kawasaki教室シェアリング—

読み聞かせと工作

R3年12月12日 (日)



・『物語でめぐる星の世界 6—宮沢賢治の世界』

青少年科学館

R3年10月2日 (日)

地域や市民に役立つ
図書館づくり

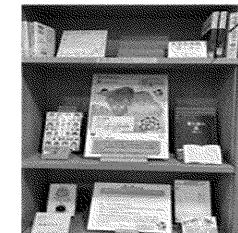
〈地域の力を育む図書館〉

～頼れる“知と情報の拠点”に

・『大学生がおススメしたい本』

専修大学図書館学生
ボランティアCompass

R3年7月1日 (木)
～7月19日 (月)



・高校生のインターンシップ実施

・教員5年目研修の受け入れ

『今後の図書館のあり方』の具現化

概ね10年後の未来に向けた「学びと活動のつながりづくり」を担う生涯学習社会の実現

★三つの方向性の具体的な取組と成果をめざして★

一人ひとりの市民が
使いやすいしくみづくり

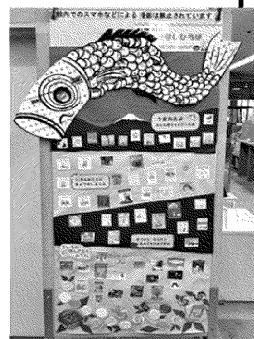
〈行きたくなる図書館〉

- ・地域の特色を活かした蔵書構成
- ・おはなしボランティアによるおはなし会に代わる手づくりの展示

『きょうはおうちでおはなしひろば』

R3年7月から毎月

月毎のテーマにそった展示



多様な利用ニーズに
対応した読書支援

〈まちに飛び出す図書館〉

- ・図書館のPR、啓発事業
- ・学校図書館開放事業の広報

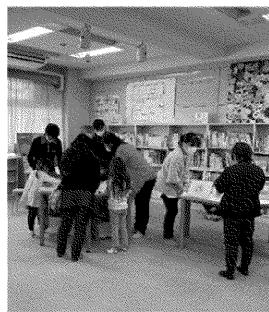
『金程小におでかけ図書館』

—Kawasaki教室シェアリング—

R3年11月28日(日)

金程小学校図書室

読み聞かせと工作



地域や市民に役立つ
図書館づくり

〈地域の力を育む図書館〉

- ・小中学校の授業支援（団体貸出・図書館見学・職業体験・インタビュー）
- ・大学司書課程履修者実習受入れ・授業支援

・地域の団体と連携した事業の広報と
関連する図書館資料の紹介

麻生区役所地域支援課との連携

『災害時の食育』ほか

麻生市民館講座との連携

『哲学カフェ』

